

## ○ 機械式立体駐車場の安全対策のあり方について（報告書）（抜粋）

### 2. 制度的な検討事項

機械式立体駐車場に関する現行制度について、安全対策の実効性を確保する観点から、特に以下の事項について更に検討を深めていく必要がある。

#### （1）大臣認定制度の運用のあり方

駐車場法に基づく大臣認定制度は、機械式駐車装置の基本的な構造・設備について法的に義務づけるもの（強制規格）である一方、（公社）立体駐車場工業会の認定制度は、安全性等の詳細設計について製造者の申請に基づき認定を与えるもの（任意規格）である。このため、今後、（公社）立体駐車場工業会の技術基準の見直し等により安全性の向上を図ったとしても、その認定を受けないものが設置される余地が残されることとなる。

したがって、強制規格である大臣認定制度の下で、機械式駐車装置の安全性についても一体的に審査・認定を行う仕組みについて、更なる検討が必要である。また、安全性に係る高度に専門的な事項については、その審査にあたって第三者的な認証機関等の技術的知見を活用する仕組みについても、併せて検討が必要である。